第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第1節 生活環境施設整備の方向

国民生活の基盤となる諸施設の整備は,従来,わが国経済社会の近代化の過程の中で,最も立ち遅れの著しかった分野の一つであるが,生産活動の急速な発展,大都市への人口集中の激化,消費生活の近代化等により,その立ち遅れが目だってきた。

今後における生活環境施設の整備にあたっては、このような立ち遅れとこれに伴う弊害をすみやかに除去するにとどまらず、社会経済の変動と国民生活のニードに対応しつつ、明るく快適な生活環境を積極的に造成する方向で施策を展開することが要請されているといえよう。

このような方向において考慮すべき施策の第1は,上下水道,清掃施設などの基礎的施設を緊急かつ計画的に整備することであり,このための公共投資の重点的投入であろう。このような施設の緊急整備は,今後とも,急速に進展すると思われる人口の都市集中の傾向に即応し,都市生活の安全性を確保する見地から,特に重要であることはいうまでもないが,農村においてもすすんで都市との間に見られる保健福祉水準の格差を縮小し,将来の発展をはかるうえで不可欠の要請となっている。

第2は,産業活動の発展に伴う公害防止の根本的対策の拡充強化である。すでに幾多の工業地帯において,ばい煙・有害物質・工場排水などによる大気や水質の汚濁の激化に伴い,住民生活の健全性がそこなわれている例は少なくないが,これら汚染地域における公害発生源対策をいっそう強化することはもちろん,新産業都市など今後の産業開発地域における公害予防をはかるため,住民の保健福祉確保の見地に立って,企業の責任をも明確にしつつ,積極的な対策が整備されなければならない。また,自動車排ガス・騒音・振動などの公害に対しても,すみやかに所要の防除措置を整備することが必要であろう。

第3は、レクリエーションの必需化傾向に対応する関係施設の整備である。所得水準の上昇と余暇時間の増大に伴い、国民の間にレクリエーション特に自然の中におけるレクリエーションに対する要望が高まっており、現代生活におけるレクリエーションの必需化が指摘されているが、このような国民的要望にこたえ、自然公園の利用施設を整備し、一般国民が手軽に健康なレクリエーションを自然の中で享受できる環境を造成することが緊要となっている。またこれと同時に、すぐれた自然景観を保護し、国民がその必要に応じて享受できる共通の貴重な財産として、永く維持するための配慮をいっそう強化することも必要である。

最後に,生活環境浄化に対する国民参加の要請である。明るく快適な生活環境の整備については,国・地方公共団体あるいは企業が,それぞれの責任に応じて努力すべきことは当然であるが,同時に国民が自らの手で生活環境を浄化し,その健全性と美しさをまもるという見地から,自主的にこれに協力参加することが必要であって,このような民間の努力を助長援助し,公私一体となって努力することこそ,真にわが国の生活環境の近代化を進めるみちであると思われる。

第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第2節 下水・し尿およびごみの処理

1 施設整備の必要性

下水・し尿およびごみなどを衛生的に処理することは,国民が健康で文化的な生活を営むために不可欠である。すなわち,これらの汚水・汚物が未処理のまま放置されるときは,われわれの生活環境を汚染し,害虫の発生,臭気などにより,生活を不快にするほか,疾病の媒介となり,河川などに放流されて,水道用水源,農水産業の水資源を汚染し,下流側周辺住民に広くその被害を及ぼす結果となる。特に近年における都市の急激な人口集中と生活の向上の変化に伴って,汚水・汚物の処理施設の遅れが目だち,各種の公害問題を発生するに至っている。下水処理について見ると,下水道終末処理施設の整備状況は,昭和39年度末で全国民の12%をカバーするにすぎない現状であり,隅田川・多摩川・淀川など水質汚濁が顕著に進んでいる河川の浄化のための基本的対策としても,し尿処理の抜本的対策として,下水道終末処理施設の建設を下水管渠の建設と並行して進める必要が痛感される。

し尿処理については,37年度において下水道およびし尿処理施設により衛生的に処理されている量は,特別清掃地域人口の30%にすぎず,残余は海洋投棄,素掘投棄などの不衛生処分となっている。

ごみ処理については、埋立と焼却が75%をしめ、残りはたい肥および飼料となっている。

これらの汚水・汚物の衛生的な処分には、これを処理する施設の整備が直接の対策であり、近代的な処理施設による処理が社会的に強く要請されてきているので、緊急に整備をする必要がある。

第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第2節 下水・し尿およびごみの処理

2 生活環境施設整備5か年計画

前述のように,立ち遅れが甚だしい施設を緊急かつ計画的に整備し,激増する汚水・し尿およびごみ処理の万全を期するため,38年12月に生活環境施設整備緊急措置法の成立をみた。その大要は,下水道・下水道終末処理施設・し尿およびごみ処理施設の整備を強力かつ計画的に整備するため,38年度を初年とする5か年計画を策定し,5か年間の事業目標と事業量を閣議の決定を経て計画的に実施するものであるが,これを円滑に実施するため,政府は必要な措置を講ずるほか,地方公共団体もこの計画に即した整備を行なうことになっている。

現在,事業目標および事業量について閣議了解を経た段階にあるが(第2-2-1表参照),事業費については,厚生省所管分として下水道終末処理施設1,100億円,し尿処理施設650億円,ごみ処理施設450億円と決定している。事業の目標は,42年におけるわが国の推定総人口9,976万2,000人のうち,特に緊急を要する8,000万人分のし尿およびごみを衛生的に処理することになっている。すなわち,し尿は,下水道終末処理施設の整備によって2,500万人分が,し尿浄化そうによって560万人分が,し尿処理施設によって4,940万人分が衛生的に処理されることになる。またごみは,ごみ焼却施設で約7,500万人分,その他高速たい肥化施設によって約500万人分処理されることになる。

第2-2-1表 生活環境施設整備5か年計画(案)

第2-2-1表 生活環境施設整備5か年計画(案)

(1) 事業の目標

(単位:千人)

	到	達	目	標	昭和37年度末計画済人口	緊急 5 か年間の計画人口
(1) 下水道終末処理整備事業			2	5,000	7,000	18,000
(2) し尿処理施設整備事業						
(イ) し尿浄化そう等施設			45	9,000	20,050	29, 350
(中) し 尿 浄 化 そ う				5, 600	3,000	2, 600
(1) + (2) 針			80	0,000	30,050	49, 950
(3) ごみ処理施設整備事業						
(イ) ごみ焼却施設 .			7	5, 138	23,000	52, 138
(ア) 高速たい肥化処理施設				4,312	1,352	2, 960
(イ) 飼料				550	460	90
27			8	0,000	24, 812	55, 188

(注) 1 し尿の排水量は、1人1日1ℓとする。2 ごみの排出量は、1人1日500gとする。

(2) 事業の量

		計	固	人		処	理	能	カ	投	資	額
(1)	下水道終末処理場整備事業			1	千人 8,000			18	手人分 8,000 kl/日			億円 1,100
(2)	し尿処理施設整備事業			2	9, 350				9,350 t/B			650
(3)	ごみ処理施設整備事業			5	5,098			2	7,549			450

(注) 1 (2)のし尿処理施設整備事業には、し尿浄化そうの整備は含まれていない。

2 (3)のごみ処理施設整備事業には、ごみの飼料としての活用は含まれていない。

第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第2節 下水・し尿およびごみの処理

3 施設整備の現状

39年度の予算は,前記5か年計画の線に沿って第2-2-2表のとおり決定された。下水道終未処理施設整備補助金については,内地分と北海道分を合わせて25億5,500万円で,前年度対比36.3%の伸びを示した。また,下水管渠と合わせて280億円の起債が認められ,一般財源と合わせて39年度の終末処理施設の事業量は,約175億円を実施した。事業件数は,都市数にして108件であって,このうち9件が新規事業である。国庫補助金は,水質汚濁防止とし尿又は下水処理効果の期待できるものに重点を置き,新産業都市地域,工業整備特別地域の都市および新住宅地開発関連事業についても配慮して配分された。

第2-2-2表 39年度下水道終末処理施設,し尿処理施設および清掃施設整備事業の投資額と事業効果

77.2 2 24. 00 12.1 17.1															
	件 数	実 施 額	国庫補助金	起 債	事業効果(処理人口)										
下水道終末処理施設	108	百万円 17,475	百万円 2,555	百万円 6,710	千人 2,330										
し尿処理施設	191	17, 984	4,021	5, 800	13,000										
ごみ処理施設	151	5, 300	94	3, 200	7,848										
75		40, 759	6, 670	15,710											

第2-2-2表 39年度下水道終末処理施設, し尿処理施設および清掃施設整備事業の投資額と事業効果

清掃施設関係予算については、し尿処理施設整費補助金40億2,100万円、ごみ処理施設整備費補助金9,400万円であり、前年度対比で、し尿処理関係は約2倍、ごみ処理施設は同額である。また、起債はそれぞれ58億円および32億円で、し尿処理施設は飛躍的に整備されることとなり、39年度の事業量は、し尿処理関係約180億円、ごみ処理関係約53億円が実施された。その結果、39年度末におけるし尿処理施設の運転能力は2,696万人分となり、また、39年度中に約1,300万人分のし尿処理施設が新たに着工されることとなった。またごみ処理については、継続事業を完成するほか、785万人分のごみ処理施設の設置に新たに着手することとなり、約3,000万人分のごみ処理施設が稼動することになった。

一方,河川の水質汚濁防止対策と下水道事業の合理的な整備を目途として,河川流域を単位とした広域的な下水道計画をたてるべく,寝屋川南部域と荒川左岸地域の下水道計画に対し,国土総合開発事業調整費によって調査を行ない,基本計画を取りまとめ,下水道の新たな姿として今後実施に移されることになった。

また,下水道の布設に伴う水洗便所の普及促進のため国民年金の還元融資を行ない,39年度には,前年度の3億円に対し4億円が20団体に融資された。

第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第3節 水道

1 水道の普及状況

わが国の水道の普及率は,第2-2-3表に示すとおり毎年3~4%程度増加してきた結果,昭和38年度末における給水人口は,総人口の63.7%にあたる6,121万人に達している。38年度末の給水人口を水道の種類別に見ると,上水道(給水人口が5,000人をこえる水道)が,4,983万人(全給水人口の81.4%),簡易水道(給水人口が101以上5,000人以下の水道)が891万人(14.6%),専用水道(給水人口が101人以上の自家用水道)が247万人(4.0%)となっている。

第2-2-3表 水道普及率の推移

第2-2-3表 水道普及率の推移

	34年度末	35	36	37	38
総 人 □(A) 給水人□(B)				95, 178 57, 492	
B (%)	48. 6	53. 4	57. 2	60. 4	63. 7

厚生省環境衛生局調べ

(注) 総人口は総理府統計局調べで,各年10月1日 現在である。

次に,普及率を地域別に見ると,市部における普及率はかなり高い水準に達しているが,郡部においては井戸水・流水に依存している家庭が多く両者の格差は大きい。

38年10月現在で行なった「保健衛生基礎調査」によって世帯業態別の台所用水の使用区分の状況を示したのが第2-2-1図であるが,常用勤労者世帯や事業経営者世帯では,8割近い普及率になっているのに対し,農業世帯ではその普及率は40%にすぎず,残りの約60%が水道の恩恵に浴していないことがわかる。

第2-2-1図 台所用水区分状況

第2-2-1図 台所用水区分状況

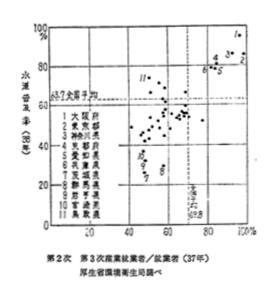
				そのを
総数	水道水	67.7%	养产水 28	8%
常用動計者也等	水道水 ?	8.4%	#	P.K /23%
事業 经营着营费	水道水 2		#	P# 27.7%
東東世界	水道水 39.0%	#产术		15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1

資料:厚生省統計調查部「保健衛生基礎調查(昭和 38年10月1日調查)」

また,都道府県別の普及状況を見ると,大阪府,東京都,神奈川県,京都府のように普及率が80%をこえる都府県がある一方,茨城県,栃木県のようにいまだ30%にも達していない県がある。水道の普及に見られるこのような著しい地域格差は,地勢・水利などの自然条件に基づく面も少なくないが,その他種々の社会経済的条件によって規制されている面もあると考えられる。たとえば,都市化の進展状況を示す就業構造や,所得水準ないし経済水準を示す県民分配所得の格差と水道普及率の格差との関連を見ると,両者との間にかなりの相関が認められる(第2-2-2図および第2-2-3図参照)。このことは,都市化の進展している都道府県や所得水準の高い都道府県では,水道整備の必要性が強く認識されているとともに,その整備のための投資が可能となっていることを示していると解すべきであろう。しかし,水道は単に保健衛生という点のみからではなく,生活の合理化,近代化および産業活動の基盤という点からも重要な機能を有するものであり,今後生活水準の格差を是正するために水道普及に見られる地域格差はすみやかに是正される必要があろう。このような意味から,今後は農村地域における簡易水道の普及と中小都市における上水道の整備に重点において,さらに水道の普及を積極的に進めることが必要であろう。

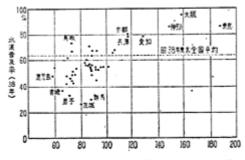
第2-2-2図 就業構造と水道普及率

第2-2-2図 就業構造と水道普及率



第2-2-3図 県民分配所得と水道普及率

第2-2-3図 県民分配所得と水道普及率



1 人当り県民分配所得37年(全国:100=162,424円) 厚生省環境衛生馬間ペ

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第3節 水道 2 水道の給水量

次に,普及率と並んで水道整備の充実度を示す給水量について見よう。まず,38年度中に給水した水の総量は,上水道で約52億立方メートル,簡易水道で約4億立方メートルとなっており,上水道が圧倒的ウエイトを示している。次に,水道事業の規模別の給水量を示したのが第2-2-4表であるが,これによれば,上水道の給水人口1人1日当たり水量(1人1日平均給水量)は,全国平均で283リットルとなっており,しかも,水道事業の規模が大きくなればなるほど1人当たりの使用水量が多くなっていることがわかる。このことは,家庭用水の使用量の格差によるばかりでなく,水道規模が大きくなるほど,すなわち,都市の規模が大きくなるほど,家庭用水以外の水道使用量(たとえば,店舗・事務所等の業務用水や工業用水など)が増えることによっている。また給水人口が,50万人以上の相当数の水道では最大給水量が水道施設の有する公称能力を上回っており,これらの大規模の水道では施設の公称能力を超過して給水が行なわれている現状が如実に示されている。このような施設整備の立ち遅れの主要な原因としては,従来の水道計画を大きく上回る人口の都市集中1人当たり使用水量の増加,建設事業費の財源不足などがあげられる。使用水量について見ると大都市上水道の1人1日当たりの最大給水量が34年度の385リットルから年間約12リットル(伸び率3%)の伸びを示して38年度には432リットルに達していることから明らかなとおり,その増加は著しいものがある。水道用水に対する需要の急速な増大に対処する施設能力(浄水場や配水管など)の拡充や水源の確保が強く要請されている。

第2-2-4表 規模別給水量

第2-2-4表 規 模 別 給 水 量 (38 · 年 度)

	終 水	人口	l:		現 在 給水人口	(00 1	1	人	1 B	給 水	量 (ℓ)	
		規模		箇所数	(千人)	実績(最大)	平	均	水量	需要量	施設能力	施 設能力不足
	100	万人	以上	6	16, 291	447		370	75	522	356	166
	50	~ 100	万人	5	3, 227	376	- 2	293	4	380	368	12
上	25	~	50	12	3, 865	371	1	297	19	390	395	-
	10	~	25	58	8, 575	336	:	260	30	366	341	25
	5	~	10	59	4, 219	307	:	232	31	338	321	17
水	3	~	5	111	4, 274	317	:	231	20	337	330	7
	2	~	3	94	2,342	320	2	233	24	344	346	-
	1	~	2	269	3,734	253	. 1	184	14	267	373	-
***	0.5	~	1	370	2,740	244	1	169	14	258	324	-
道	0.5	万人.	以下設中	261	561	230	1	151		_	-	-
		計	'	1, 245	49, 829	371	2	283	43	414	350	64
	簡 易	水	道	13, 552	8,909	_	. 1	28		_	n n -	_
_		Independent Alle										

厚生省環境衛生局調べ

厚生白書(昭和39年度版)

これに対し水道事業の過去の投資額を見ると第2-2-5表のとおりであって,近年急激な伸長をみせてはいるが,現在でも各事業体の要望をまかないきれない状況にあり,必要な事業を十分に実施しえない事業体も少なくない。

第2-2-5表 水道事業に対する投資額の推移

第2-2-5表 水道事業に対する投資額の推移

	34 年 度	35	36	37	38	39	40
上水道起債額(億円)	213	245	340	425	600	750	965
簡易水道起債額(,)	25	27	35	37	41	49	58
簡易水道国庫補助金額(百万円)	1,067	1, 173	1, 243	1,395	1,661	1,989	2, 192

厚生省環境衛生陽額

(注) 上水道起債額および簡易水道起債額は,当初計画額 簡易水道国庫補助金額は,一般分の予算額

このため、今後地方債の許可額の拡大など財源面で特別の配慮を払う必要があろう。

しかし,水道用水の需要に対する供給能力の不足の問題は,以上のような施設能力の立ち遅れのほか水利権の取得困難と水資源の開発の立ち遅れに基づく水道用水の確保難が影響している面も少なくない。水道事業の規模別に水道用水の不足量を見ると第2-2-4表に示すとおり,規模の大小にかかわらず不足が認められるが,特に給水人口100万人以上の大規模水道での不足量は大きくなっている。なかでも,水需要が急激に増大している京浜京葉地区・中京地区・京阪神地区・北九州地区などにおいては,水資源の総合的な開発が急務となっており,新水源の開発に重点をおいて多目的ダム・河口ぜきなどの建設に力を入れる必要がある。さらに水利権の調整により水道用水の優先的確保をはかることも必要であろう。

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第3節 水道 3 水道事業経営

水道事業は,施設の整備と並んで事業経営の健全化が必要である。ここでは,最近問題となっている水道料金の現状と問題点をながめてみよう。第2-2-6表は,規模別に家庭用の水道料金の実態を示したものであるが,これによれば,水道事業規模別の平均値では,給水人口100万人以上の大都市の水道が著しく低くなっていることを除くと,規模が小さくなるに従って若干上昇傾向は認められるが,その格差はわずかなものである。しかし,各規模別の最高値と最低値をとってみると,これとはかなり異なった傾向が認められる。すなわち,最低値では給水人口5万人を境としてそれ以上では10立方メートル当たり100~120円,それ以下では100円以下となっており,むしろ,小規模の水道に低料金のものが認められるのに対し,最高値を見ると,6大都市の190円を最低に規模が小さくなるほど高料金のものが認められる。要するに,規模別の最高値と最低値の差は,規模が小さくなるほど大きくなっている。料金が高い水道についてその理由をみると,水源が遠隔地にあるなど水源確保が困難であること,給水人口が散在していること,水道の建設が新しいため現在建設費の償還が多額になっていることなどがあげられる。いずれにしても,水道料金に見られるこのような格差は,水道が日常生活にとって必要不可欠のものであり,また料金が所得水準に関係なく一率に賦課されるものであることを考えると,今後できるかぎり是正していくことが必要であろう。

第2-2-6表 上水道の規模別料金水準

							家 庭	用 料 金	10m ³ 当 7	た り	
						最	高	最	低	平	均
	100	万	人	以	上		190 ^{F3}		100円		F3 134
規	50	~	100	万	人		280		120		209
模	25	~	50				304		120		190
別	10	~	25				280		100		173
(現在給水人口による)	5	~	10				405		120		204
給水	3	~	5				710		50		223
占	2	~	3				410		70		216
によ	1	~	2				740		90		246
<u>ē</u>	0.5	~	1				880		70		249
	0.5	F	Į.	DJ.	**		700		60		249

第2-2-6表 上水道の規模別料金水準

厚生省環境衛生局調べ

(注) 家庭用料金の平均は事業別料金の単純平均値である。

一方,最近における料金の動向を見ると,大都市やその他人口の増加している都市などを中心として,値上げ傾向が強く認められる。これは給水量の増加をまかなうため大規模な施設整備が必要となり,これに伴って建設費に充当された起債の償還や利息の支払いが著しく増大してきたことに主たる原因があると思わ

厚生白書(昭和39年度版)

れる。すなわち,現在のように水道事業が原則として独立採算制をとっている場合には,償還金や支払利息の増加は給水コストにはねかえり,経営を圧迫することとなっているのである。このような水道事業経営の実態を示したのが第2-3-7表であって,減価償却や支払利息は毎年増大し,特に30年度に1.68円であった支払利息は38年度には4.12円と約2.5倍となり,総費用上昇の大きな要因になっている。このように見てくると,水道料金の値上げには,やむをえない面のあることも否定できないであろう。しかし,料金値上げの国民生活に及ぼす影響を考えると,それはできるかぎり抑制されることが必要である。このような観点から40年度より起債の償還期限の一部延長などの措置が講ぜられたが,今後さらに,起債条件の緩和などの措置がより積極的に講ぜられる必要があろう。

第2-2-7表 水道事業の費用内訳

第2-2-7 表 水道事業の費用内訳 (有収水量1 m³当たり)

		CHIVA	1 C. 100.	3,2,7	
	30 年	35	36	37	38
職員給与費	円 4. 63	円 5. 74	円 6.18	円 6. 94	円 7.68
減価償却費	2. 01	2.46	2. 47	2. 75	2.88
支払利息	1. 68	2.85	3. 23	3. 75	4.12
その他	6. 73	6. 55	6. 79	7. 46	8. 03
総 費 用	15. 05	17. 60	18. 67	20. 90	22.71

厚生省環境衛生局調べ

(注) 公営企業法適用事業についての平均値

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第4節 公害対策 1 行政体制の強化

行政を積極的に推進するためには,責任ある行政体制の確立が望まれることは論をまたないところである。その意味で,昭和39年4月に環境衛生局に社会開発の一環として公害行政を専門に取り扱う公害課が新設されたことは,画期的であったといわねばならない。ところで,公害行政はひとり厚生省のみで進められるような性質のものではなく,関係各省庁が緊密な連携のもとに協力してこれにあたらなければ実効を期しがたい。その意味において,39年3月27日閣議決定により,総理府総務長官を中心に関係各省庁事務次官をもって構成する公害対策推進連絡会議が設置された。

第2章 生活環境の整備はどのように進められているか

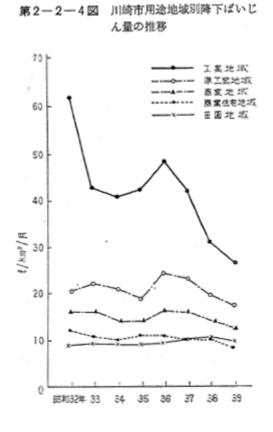
第4節 公害対策

2 ばい煙規制法等による規制の規制等に関する法律(ばい煙規水質の保全制法)が水質汚濁防止については33年に公共用水域に関する法律(水質保全法),および工場排水等の規制に関する法律(工場排水法)がそれぞれ制定施行されたが,ばい煙規制法による指定地域については,第2次指定として39年5月に四日市地区が,第3次指定として同年9月千葉・名古屋・大牟田地区が指定された。40年には室蘭・釜石・姫路・宇部・小野田・徳山・南陽地区が指定対象地区として検討されている。

大気汚染防止に関しては、37年にばい煙の排出

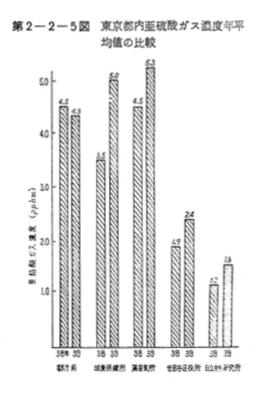
降下ばいじん量の年次変化については,ばい煙規制法による指定地域である川崎市の状況は,第2-2-4図 に示すとおりである。これから見ると,降下ばいじん量は年々減少の傾向にあることがわかる。特に,工業地域においてその傾向が著しい。これは,石炭の重油への転換,除じん装置の普及,熱管理の徹底,ばい煙規制法による規制効果などがその原因と思われる。

第2-2-4図 川崎市用途地域別降下ばいじん量の推移



次に,亜硫酸ガスの汚染については,自動測定記録計による測定が行われている東京の5か所の成績について38年と39年の年平均値を比較すれば第2-2-5図のとおりである。

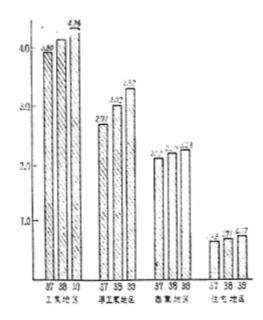
第2-2-5図 東京都内亜硫酸ガス濃度年平均値の比較



これから見ると,亜硫酸ガス濃度は都庁前では変化はないが,他の測定点では増大しており,一般に都市における亜硫酸ガス汚染は増大の傾向にあるといえよう。また,過去3か年の川崎市の用途地域別の亜硫酸ガス濃度年次変化(二酸化鉛法)は,第2-2-6図に示すとおりであるが,これでも同様にわずかながら亜硫酸ガス汚染は増大の傾向を示していることがわかる。これは,燃料消費量,特に重油を主とする石油等燃料消費量の増大,化学工業の著しい発達などが原因と考えられる。

第2-2-6図 川崎市用途地域別亜硫酸ガス濃度年次変化

第2-2-6図 川崎市用途地域別亜流酸ガス 濃度年次変化



特定有害物質については,第二次指定として39年9月塩化水素・塩素・二酸化窒素・亜硫酸ガスが指定されたが,第二次指定後間もなく富山市において塩素ガスによる事故が発生し,早速その効果を発揮するに至った。水質保全法による指定水域としては,江戸川・淀川・木曽川・石狩川(甲)に続いて,39年7月に石狩川(乙)常呂川が,39年8月に荒川(甲)が,39年12月に石狩川(丙)が,40年2月に隅田川が指定された。

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第4節 公害対策 3 四日市公害対策

四日市の工業地帯は,戦後きわめて急速にしかも同時に開発されかつ既成工業地帯とは異なり,重油火力発電所を含む二つの大規模な石油産業コンビナートが主要部分をしめ,燃料消費量にしめる石油系燃料の比率は90%以上であるという特色を有している。このため大気汚染の態様も他の地区とは異なっており,国としてもその実態・対策について調査検討する必要があるので,38年11月から厚生・通産両省において四日市地区大気汚染特別調査会を組織して調査を行なった。調査会は工学・気象・衛生の専門家により,基準設定,環境測定,疫学調査の3小委員会を設けて調査し,39年3月末にその報告書が提出された。

この報告では、その対策としてまず四日市の汚染の特殊性にかんがみ、ばい煙規制法による排出基準の設定にあたっては、他の地域に比し亜硫酸ガスの基準をきびしく、大容量燃焼施設からの排ガスの拡散希釈の促進をはかるとともに、公害防止の見地から四日市市街地の改造を行なう必要があるという勧告を行なっている。その他の対策としても健康診断の強化、住民の職業転換の希望に対しては十分意を用いること、企業の公害防止施設の整備についての助成措置など各分野にわたってきめのこまかい勧告がなされている。まず排出基準については、さきに述べた四日市の地域指定にあたって勧告どおりにこれを設定し、その他の事項についても、それぞれの所管省庁、三重県、四日市市、関係企業の間でこれを実施し、あるいは勧告の趣旨に沿うべく努力中である。また、四日市の公害対策のみでなく四日市の調査結果に基づき、今後の産業公害対策の方向についてもあわせて勧告が行なわれている。

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第4節 公害対策

4 沼津 • 三島地区公害事前調査

沼津・三島地区においては,数年前から石油精製工場,石油化学工場,火力発電所の三者による石油産業コンビナートを形成しようという計画がたてられていた。これに対して地元住民の間に四日市のような公害が引き起こされることを恐れ,かつ郷土の歴史的環境の保全を強く願う声などと相まって,石油コンビナート進出反対の運動が広範囲に展開され,その建設計画が円滑に進められないという事態が発生した。

そこで,本地域に対しても厚生・通産省は産業公害予防の観点に立って硫黄酸化物による大気汚染を中心に関係企業の立地の適否,その他公害防止のために必要な事項について科学的な調査を実施することとし,四日市の調査に引き続き4月から調査に着手した。当該調査も衛生・工学・気象などの学識経験者より構成する調査団に委嘱して実施され,7月にその詳細な調査結果の報告と,産業公害防止についての措置についての勧告がなされた。この調査は,新しい産業開発地域における公害の未然防止対策の一環として,かつ今後の産業立地にさきだつ事前調査団のモデルケースとして重要な意味をもっているといわねばならない。新産業都市など今後の開発地域について公害予防の見地から,厚生・通産両省において事前調査を行なうべく40年度から予算化された。

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第4節 公害対策 5 隅田川水質汚濁対策

40年1月より隅田川流域は指定水域に指定されたが、その水質基準設定の段階で特筆すべき種々の問題が提起された。その第1は隅田川のように汚染されると、これを往年の姿にもどすことは不可能といってもよく、現在の水処理の最高級の技術を駆使しても、不快臭のない嫌気性発酵をおこさない河川にもどすのがせいぜいであるということである。第2は、隅田川のような都市河川においては、一般家庭下水も相当な比重をしめており、工場排水を規制するだけでは十分な効果はあげえないということである。第3、は第1および第2とも関連するが、終末処理場を完備した公共下水道の整備が1日も早く急がれるということであり、第4は、公共下水道による工場排水と家庭汚水との共同処理問題をいかにするかということである。新開発地域においては、隅田川のてつを踏まないよう水処理について十分な配慮が望まれる。なお、河川汚濁防止のため排水処理のほか、ごみ・汚物の投棄禁止はもちろんであるが、しゅんせつを積極的に行なうなど綜合的な汚濁防止の施策を進める必要がある。

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第4節 公害対策 6 その他の公害対策

公害防止のための大きな柱の一つは科学技術の振興である。その意味で,まず公害の実態を正確には握することは,厚生省としての重大な任務である。このため,39年1月から東京都内の3か所に自動車排ガスのモニターを設置し,一酸化炭素,窒素の酸化物,亜硫酸ガス,浮遊粉じん,自動車走行台数などを連続測定している。また39年4月からは,四日市市と大阪市においてはばい煙の人体に及ぼす影響の調査を大々的に開始した。40年度はこれらを継続するほか,騒音の実態調査,自動車排ガスの人体に対する影響の調査,全国大気汚染測定網の設置を初めとし,種々の角度から公害衛生の研究を行なうこととしている。これらの公害衛生の研究は厚生省の機関で行なうだけでなく,40年度からあらたに大学・民間を問わず広く全国の公害関係研究者に委託して実施することになっている。

その他地方公共団体における公害調査機器の整備補助を行ない,国・地方を通じて公害対策の推進につとめている。また,厚生省所管のごみ焼却炉などの除じん装置の開発などにもつとめている。

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第4節 公害対策 7 助成

公害対策推進のもう一つの柱は財政面の助成にある。公害防止施設については直接生産に寄与することが少ないので、いきおい企業においても投資対象としてはあと回しにされることが多い。これを積極的に推進するためには財政面での助成を行なう必要がある。従来も税制面の優遇,開銀融資,中小企業近代化資金の融資などの財成策が講ぜられてきたが,満足すべき状態とはいえなかった。さらに,公害防止は単なる除害装置のための融資のみでは十分ではない。特に,産業集中地域における公害たとえば四日市あるいは隅田川流域などにおける公害対策は,積極的な都市改造あるいは共同の除害施設の造成,工場移転のための土地造成などを行なう必要がある。そのためにはこれらの事業の計画的実施に専念する機関が必要になってくる。このような要請にこたえて,第48回国会において公害防止事業団法が成立し,同事業団の設立をみることとなった。事業団は40年10月に発足を目途としているが,今後,事業団により年次計画のもとに,画期的に公害防止の実があげられるものと期待されている。

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第5節 食品衛生 1 食中毒の動向

わが国における食中毒発生はここ10年間に大きな変動は見られない。年間を通じ事件数にして2,000件前後,患者数にして約4万人前後の食中毒事故が発生しており,月別では7月から10月までの4か月間に全体の80%前後(昭和38年においては患者数で,7月22.3%,8月28.5%,9月18.5%,10月6.8%である。)の発生がみられ,季節的な要因が大きいことを示している。事件規模別では,1~10人前後の小規模発生が,全件数の67%をしめているが,患者数では100人以上の大規模発生が全患者数の50%近くをしめており,流通食品が,すでに製造・加工の段階で汚染している場合と一時に多量の調理食品を提供する機会の多い集団的給食(仕出屋,集団給食等)の取扱い上の不注意による場合が多いと考えられる。病因物質別では細菌性の食中毒が最も多く,中でも腸炎ビブリオによる食中毒が,全食中毒中第1位をしめていることは,今後の食中毒対策の重点を示している。摂取場所別では,家庭内における事故が年々減少しつつあり,これに反し集団給食を行なっている事業所,仕出屋,店頭販売,旅館等の事故がわずかづつ上昇している。原因食品別では,腸炎ビブリオなどにより汚染された魚介類による事故が最も多く,複合調理食品(コロッケ,しゅうまいなど)による件数が増加しつつある。

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第5節 食品衛生

2 監視・指導の現状

監視・指導の対象となる営業関係施設のうち,食品衛生法に基づく営業許可を要するものは,102万74施設で前年より6.8%増加し,同じく許可を要しないものは113万6,988施設で,前年より2.7%の増加となっている。食品衛生監視員の総数は38年末現在4,732人で,前年の4,638人に対し2%の増加となっている。そのうち専従職員は1,921人で前年の1,927人よりやや減少し,兼務者は2,811人で前年の2,711人よりやや増加している。監視・指導を行なった施設数は,許可営業においては延べ194万3,701件で,1施設当たり1.9回,許可を要しない施設では延べ67万1,665件で,1施設当たり0.6回となっている。監視指導業務のうち,化学的試験検査は38年には23万6,276件(乳以外の食品等)で,前年の20万4,385件より増加しており,乳の収去試験は14万7,629件で前年の16万4,813件をやや下回っている。

輸入食品の検査は,厚生省が国の食品衛生監視員を全国10か所の主要港に配置して自ら行なっており,現在15人の監視員を,小樽・東京・横浜・清水・名古屋・大阪・神戸・門司・長崎・鹿児島においている。輸入食品の件数は,38年度は7万3,000件,その数量は1,300万トンで,このうち検査は5,000件について行ない,不良品は,800件であった。

厚生白書(昭和39年度版	i)
--------------	----

第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第5節 食品衛生

3 食品添加物の規制

化学的合成品である食品添加物は,厚生大臣が人の健康をそこなうおそれのない場合として指定した場合しか使用できないことになっており,使用基準を定めて使用方法および使用量を規制しているが,39年度においては40品目が新たに指定され,3品目が削除された。その結果,前年度より35品目多い346品目となっている。

第2章 生活環境の整備はどのように進められているか

第5節 食品衛生

4 食品残留農薬の調査

病虫害を防ぐ目的で作物に使用した農薬が,食品として採取された後もなお残留している場合には,その毒性が消費者の健康をそこなうおそれがあるので,将来,残留農薬許容量を設定するため,まず39年度は,比較的繁用される野菜・果実・穀類等の食品であってかつ農薬の使用がの多いもの6品目について,14府県にわたり生産地の収穫時における調査と2都市の市場における調査を行なった。40年度においても10品目について,23府県にわたる生産地調査と2都市における市場調査を実施することとし,また3種類の農薬についての慢性毒性試験を行なう予定である。

第2-2-8表 食中毒発生状況

第2-2-8表 食 中 毒 発 生 状 況

	事	件	後	患	者	数	ŋ	患	数	死	者	数	死	亡	率
35 年			1,877		37	7, 253			39. 9			218			0. 2
36			2,631		35	5, 362	56, 6				238				0.3
37			1,916	38, 166			40. 1			167					0. 2
38			1,970		38	3, 344	39. 9					164			0.2

資料:厚生省統計調查部「食中毒精密統計」

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第5節 食品衛生 5 牛乳・乳製品の衛牛

食生活にしめる牛乳・乳製品の重要性は逐年高まっており、その消費需要も急速な増大のすう勢にあるが、一方では、生産される生乳の衛生品質が必ずしも満足できない現状であるので、通常の指導監視のほか品質の優良な牛乳を生産したさく乳業者等に対して、厚生大臣表彰を行ない乳質の改善向上につとめた。

また,近年における自動販売機が急速に普及しているが,牛乳・乳製品の衛生保持の必要から,自動販売機で販売される牛乳等については,あらかじめ容器包装に入れられかつ密栓または密封された状態のものでなければならないこととし,また発酵乳および乳酸菌飲料をコップ付で自動販売する場合にあっては,厚生大臣の承認した構造による自動販売機を用いなければならないこととして,乳および乳製品の成分規格等に関する省令の一部を39年1月に改正した。

さらにまた,アイスクリームの品質の向上をはかるため,5月にも上述の厚生省令の改正を行なって,アイスクリームの成分規格を従前の「乳成分含有量3%以上」を,「乳脂肪分含有量3%以上」に改めるとともに,乳脂肪分含有量を標示させることとした。

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第5節 食品衛生 6 と蓄場の衛生

わが国のと畜場約860のうち公営と畜場は約580あるが,これらの公営と畜場のうち耐用年数を経過した老朽施設について,前年度に引き続き39年度も11億円の地方債をもって60のと畜場が改修され近代化された。

また,近年の食肉消費需要の急速な増大がみられるが,これらの獣畜の疾病であって人へも伝染するものがあり,食肉衛生確保の見地からの伝染性疾患が食肉を介して人の健康に及ぼす危害を未然に防除することが,と畜衛生の問題としてクローズアップされてきた。このような現状にかんがみ,都道府県担当職員を対象として近年特に問題視されているトキソプラズマ症に関する技術講習会を開催するなどと畜場における食肉検査技術の向上につとめた。

第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第6節 その他の環境衛生

1 環境衛生技術者

国民の期待にそって環境衛生を向上させるには,なんといっても環境衛生の業務に従事する技術者の充実をはからなければならない。

環境衛生技術者の実態についてはあまり明らかにされていないが,昭和39年12月末現在で,都道府県・政令市に勤務する食品衛生職員を含む全環境衛生職員について行なった調査により,現在までに明らかになっているところによると,環境衛生職員の総数は約6,900人で,そのうち,専従つまり環境衛生職員のうち,どれか一つの職種に任命されているものが約1,800人,兼務すなわち二つ以上の職種を兼ねている者が約5,100人となり,専従者は兼務者の約1/3となっている。

また,環境衛生職員の資格について見ると,獣医師が最も多く,次いで薬剤師となっているが,学歴では新制高校卒程度以下の者が全体の2.4%をしめている。

次に,都道府県・政令市以外の市町村や民間の環境衛生技術者については,実態がほとんどわかっていないうらみがあるが,市町村では水道施設・清掃施設の維持管理やそ族昆虫駆除のための職員,その他多くの環境衛生職員がおり,また民間でも環境衛生関係施設の建設や殺虫剤の製造,ビルディングの衛生管理その他の技術者がいる。特に,最近上下水道,し尿,ごみ処理施設の整備が急速に行なわれているところから,これらの建設ないし維持管理のため,さらには大気汚染や,水質汚濁などの公害の監視や公害防除施設の整備などのためにも,多くのしかもかなり高度の知識を有する技術者が必要となってきた。このため環境衛生専門の技術者を養成する必要が痛感され,衛生工学のための学校教育の充実はもとより,環境衛生般に通ずる技術者を養成するための学校教育も始められるようになってきた。

なお,厚生省としても環境衛生監視員のレベルを向上するため,39年度分から学歴が新制高校卒程度以下の人を対象に通信教育を実施することとし,39年度においては約250人の受講生についてこれを行なった。

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第6節 その他の環境衛生 2 環境浄化運動

生活環境浄化実践運動は,国民の環境衛生思想普及運動と公衆衛生道徳高揚運動とともに,国民一人一人あるいは地域社会の組織活動を基盤にして,住居の周辺および道路・公園・河川・観光地等公共的利用の対象となる地域または水域に,ごみその他の汚物・汚水を不法投棄しないこと,たんつばを吐かないことならびにこれら地域の清掃の励行,公衆用ゴミ容器,公衆便所の計画的な整備と適正な維持管理,下水道処理区域内の汲取便所の水洗化などの運動を展開するもので,関係民間団体,機関組織等の積極的な協力をえて,39年度から全国的に活発に推進されている。

また,オリンピック東京大会を美しい国土で成功させるため,国土ごみ一掃運動,公衆用ゴミ容器設置促進運動,花いっぱい運動などをおもな目標とするオリンピック国土美化運動も全国的に展開された。

一方,健康・明朗な生活の最低要件の一つである蚊とはえのいない生活については,30年6月の「蚊とはえのいない生活」実践運動が閣議了解されて以来,年々活発に農村・都市を問わず全国的に展開されており,現在この運動を推進している地区は,約10万地区,地区人口約5,000万人に達している。これら地区衛生組織指導者に対しては,そ族・衛生害虫駆除技術の研修ならびに環境浄化運動,国土美化運動の普及徹底のため,39年は,5ブロックの地域において講習会を開催し多大の成果を収めた。

最近の地区衛生組織活動推進上の問題の一つとして,休日などに殺虫剤散布,側溝掃除等勤労奉仕的な作業に時間と労力をさくことが歓迎されない傾向が一部特に団地などにみられ,地区組織活動上支障をきたしている。特殊な技術・専門知識を必要とするそ族・衛生害虫駆除作業については,作業の一部または全部を営業者に地区組織活動として委託することが問題解決方法の一つとして考えられ,一部地区においてはすでにこの方法で実施されている。

第2章 生活環境の整備はどのように進められているか

第7節 環境衛生関係営業

1 環境衛生関係営業適正化法の運用

理容所・美容所・クリーニング所・興行場・公衆浴場・旅館・飲食店等は,多数人が利用する施設であり,その構造設備や物品の取扱いが衛生的に行なわれない場合には人の健康をそこなうおそれがあるので,理容師法クリーニング業法,興行場法食品衛生法などによって規制が行なわれているが,これらの営業は小資本で開業できるため,従来過度就業の傾向にあった。このため,経営不振がこれらの施設における衛生状態を悪化させるおそれがあったので,32年に環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が制定され,これらの営業者の自主的活動により,過度競争を避ける方法を講じうることになっている。これらの営業者の組合を環境衛生同業組合といい,過度競争を避けるための規約を適正化規程といっているが,その現況は第2-2-9表および第2-2-10表のとおりである。これらの営業者の自主的活動を促進するため,39年6月前記法律の第3次改正が行なわれ,組合員以外の者の過度競争を調整するための組合協約,大企業の進出計画を延期してもらうための特殊契約などの締結の権能が組合に認められることとなり,39年12月29日から施行された。

第2-2-9表 環境衛生同業組合および同連合会設立状況

第2-2-9表 環境衛生同業組合および同連合会設立状況 (40年3月31日現在)

	(10-1-0)/101 2022																		
		紀	す	そ	カフ	料理店	その	喫	食	食	氷	理	美	爽	ホテ	m	下	浴	クロ
			L	证	1		その他の飲食店	茶	鳥			容	容	行	ル・	易宿			í
	,	数	屋	屋	等	待合等	食店	店	肉	肉	當	業	業	場	旅館	所	宿	場	ググ
組	合	401	20	21	5	9	10	5	10	30	16	46	45	46	43	4	-	45	46
連合	会		0	0			0		0	0	0	0	0	0	0			0	0

厚生省環境衛生局調べ

第2-2-10表 適正化規程認可状況

第2-2-10表 適 正 化 規 程 認 可 状 況 (40年3月31日現在)

		88	理	美	クリ	與	氷	食
			容	容	ーニン	行		
		数	業	業	グ業	場	雷	肉
組	合	116	36	31	34	12	2	1

厚生省環境衛生局調べ

第2章 生活環境の整備はどのように進められているか

第7節 環境衛生関係営業

2 営業指導

理容・美容料金等の推移は第2-2-11表のとおりで、いぜんとして上昇傾向をたどっている。公衆浴場の統制料金は、38年9月頃から全国的におおむね4円程度の引上げがなされたのであるが、39年11月には、これを32円に引上げてほしいという陳情が出された。このような環境衛生関係営業の料金の上昇は、理由の是否は別として一般消費者の生活に密接に結びついているため消費者から強い批判を受けている。この問題の解決は簡単ではないが、クリーニング業のように作業の機械化の可能な業種もあり、その他の業種についても、かなり経営を合理化する余地は残されている。それというのも、これらの営業は大部分零細業者であり、企業というよりも生業であって経営の合理化についてはほとんど関心が払われていなかったし、行政庁の行なう経営指導もほとんど及んでいなかったからである。

第2-2-11表 品目別全都市平均料金指数

第2-2-11表 品 目 別 全 都 市 平 均 料 金 指 数

(昭和35年=100.0)

	35 年	36	37	38	39
理	100. 0	117.2	140. 4	164.1	185.3
洗たく代ックイシャッ	100.0	113.8	131.5	137.7	139.1
パーマネント代コールド(セット付)	100.0	110.3	124. 1	137.8	149.6
入 浴 料 人	100.0	104.7	115.7	121.7	140.3
映 圃 観 覧 料 人	100.0	119. 3	143.0	180. 5	207.3
総合消費者物価指数	100.0	105.3	112.5	121.0	125. 6

資料: 総理府統計局

厚生省としても,40年度からは6,000万円の予算を計上して,積極的に経営の指導が行なわれるように対策を講ずることとなった。

環境衛生関係営業の経営上の問題として、金融の問題がある。この業種の政府関係金融機関としては、中小企業金融公庫・商工組合中央金庫・国民金融公庫があるが、経営内容を明確化するに足りるほど帳簿記載がなされていない業者が多いため、これらの金融機関を十分に利用できない状態にある。クリーニング業については機械化が可能であるところから、39年度から中小企業近代化資金助成法による近代化資金の貸付対象業種に指定され、都道府県が貸付けを行なう場合には、国から補助金が交付されることとなった。これにより、39年度中には約1億1,000万円の貸付が行なわれた。環境衛生関係営業は、業種によっては設備の近代化の余地が少ないものもあり、中小企業近代化資金助成法の対象となりえないうらみがある。以上の事情から、環境衛生関係営業における衛生状態を改善するための特別の金融制度を樹立してほしいという要望が高まっている。

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第8節 自然公園

1 自然公団の現状

自然公園体系の整備については,昭和36年および37年の自然公園審議会の答申に基づいて,国立公園および国定公園の指定等の措置を講じてきた。39年度においては,知床国立公園および南アルプス国立公園の2国立公園の指定,釜石以南地区の陸中海岸国立公園への編入,伊豆七島の富士箱根伊豆国立公園への編入を行なった。これにより,国立公園体系の整備は一応完了することとなった。

一方,国定公園は,国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地として,全国的な適正配置を考慮して整備を行なってきたが,39年度には,八ケ岳中信高原国定公園・室戸阿南海岸国定公園・丹沢大山国定公園および祖母傾国定公園の4国定公園の指定を行なった。前記答申および40年3月の答申に基づく,残りの候補地3か所(利尻礼文・高野竜神・北九州)については,現在,調査を進めており,その早期指定をはかるが,今後も,大都市周辺における野外休養地としての利用の促進などを重点的に考慮してその整備をはかる必要がある。なお,また今後の新しい方向としては,海国日本の海中の資源をレクリエーション目的で保護し,利用に供するための新しい視野からの海中における公園体系について検討中である。

国立公園および国定公園の全国的な配置は,第2-2-7図のとおりであるが,国立公園は23か所,面積196万へクタール(国土面積の約5.31%)国定公園は26か所,面積64万へクタール(国土面積の約1.74%)である。このほか,全国40都道府県に240か所の都道府県立自然公園が条例によって指定されている。

自然公園法では,自然公園としての資質を保全するため,景観の優秀性や自然状態を保持する度合または利用上の重要性を考慮して,自然公園の区域内を特別保護地区,特別地域および普通地域の3種に区分しているが,自然公園の適正な保護のためには,今後もさらに特別保護地区を早急に指定する必要がある(第2-2-12表参照)。

第2-2-12表 自然公園地域地区別面積割合

第2-2-12表 自然公園地域地区別面積割合 (40年4月現在)(単位:%)

						国立公園	国定公園
舿	別	保	該	迫	X	5. 1	1.8
特	30		地		坡	62. 9	58. 4
普		進	地	l	坡	32. 0	39.8

厚生省国立公園局間べ

第2-2-13表に見られるように,国立公園および国定公園の利用者の増加は近年著しいものがあり,数年後には,国立公園利用者が2億人を突破するものと思われる。

第2-2-13表 国立・国定公園利用者数の推移 (単位:100万人)

		国立公園	国定公園
33	年	68. 5	43.3
34		78.0	44. 5
35		90. 2	51.5
36		109. 2	58. 4
37		124. 5	68. 3
38	,	144. 6	77.0

厚生省国立公園局調べ

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第8節 自然公園 2 自然公園の保護管理と施設の整備

自然公園は,元来その発祥の地であるアメリカのように,公園の区域が国有あるいは公有であることが望ましいのであるが,わが国やヨーロッパ大陸においては民有地が多く,所有関係も細分化されているため,地域制の公園という独自の制度をとってきた。

地域制とは、土地の所有関係にかかわらず地域を指定し、その地域内での風致景観を害するおそれのある行為、たとえば建物の建設、木竹の伐採、鉱物の採掘などについて制限を課すことによって当該地域内での自然を保護し、自然公園としての公共の利用に供するものである。この制度では、常に土地所有権その他の私権と自然公園設定の公共目的との間に対立関係を生ずることになり、自然保護のみに徹することは困難である。もちろん、厚生省においても、国立公園内の重要拠点にあたる他省庁国有地の所管換えや民間からの寄附により、国立公園内での公園目的に専用することのできる土地の確保につとめており、現在約800へクタールを所管しているが、これは全国立公園面積のわずか0.4%にすぎない。アメリカではロックフェラー財団が、国の行なう国立公園内の民有地の買収に協力しており、イギリスでは、民間の寄附金による基金が休養地や史蹟の買収につとめているが、わが国においても、国が主体となってさらに確保につとめる必要がある。

国立公園は国が,国定公園はその所在する地の都道府県が,それぞれ管理することになっているが,国では現在52人の国立公園管理員(いわゆるレンジャー)および17人の都道府県委託技師が,富士箱根伊豆国立公園管理務事所および日光国立公園管理事務所のほか,国立公園内の主要地点に駐在し,自然景観の保護,美化の徹底,所管国有地の管理など国立公園の現地での保護管理業務に従事している。

自然景観の保護は、自然公園の生命ともいうべきものであり、国民はこれにより快適なレクリエーションを享受することができるだけでなく、美しい景観に接することにより深い感銘をうけ、ひいては国土に対する愛情が育成されるものであるが、近年、地域開発・観光開発等により急速に自然が破壊され、特に、都市周辺では工場や宅地により急速に自然は消滅しつつある。国立公園内での許可申請も33年の974件から、38年には1,801件と約2倍に増加しており、40年の水郷国定公園の区域変更も工業開発との調整のため行なわれたものである。現在の制度が私的所有権の制限のうえなり立っている以上、ある程度調整をはかっていかなければならないのであるが、限られた国土を有効に使うためには、その土地の位置や特色を最もよく生かすよう考慮しなければならない。その意味から国土の美を保全し、国民のレクリエーション適地を開発するため、自然公園についてはもちろんのこと都市周辺においても、新産業都市その他の開発計画にあたっては、都市化・工業化によってすぐれた自然景観を破壊し、レクリエーション利用の促進を妨げることのないよう特に配慮されなければならない。

次に、自然公園のもう一つの目的である利用の面に関する施策についてみると、増大するレクリエーション需要に対し、施設の整備も着々と進められている。たとえばその推移を国立公園事業の執行状況に見ると第2-2-14表のとおりであるが、この表に顕著に見られるとおり、特にロープウエー・民間有料道路・ホテル・旅館などの民間投資が一貫して急速に伸びている。しかしその反面、公共投資の立ち遅れは著しく、なかでも公共施設の中核をなすべき厚生省直轄事業はその絶対額が少ないのみならず、その伸びも38年度にようやく33年度の2倍になったのに対し、民間投資はその間に7倍強に増加している。したがって利用者の増加に伴って、公園道路・駐車場・園地・給排水施設・公衆便所などの基本的な公共利用施設の不足が痛感されている。また、観光旅行の大衆化・大量化にかんがみ、従来の皮相的なレクリエーション形態から脱皮し、利用者と自然とのコミュニケイション(交流)を重視した健全な利用を促進する必要がある。このた

厚生白書(昭和39年度版)

め自然公園においては,教化施設・自然探勝路・ビジターセンターなどの最も基本的な公共施設の整備につとめなければならない。

第2-2-14表 国立公園事業執行の状況

第2-2-14表 国 立 公 園 事 業 執 行 の 状 況

(単位:千円)

	33 年 度	34	35	36	37 .	38
総額	5, 757, 003	7, 471, 563	9,065,000	14, 229, 000	15, 566, 000	26, 874, 000
厚 生 省 (直轄)	70,000	75,000	75,000	94,000	114, 000	140,000
地方公共団体	691,370	1, 258, 950	1, 227,000	2,954,000	3, 372, 000	4, 225, 000
その他の行政庁又は公団	2, 584, 400	1, 935, 000	1, 308,000	2, 508, 000	1, 926, 000	5, 248, 000
民間	2, 411, 233	4, 202, 613	6, 455, 000	8, 673, 000	10, 154, 000	17, 261, 000

厚生省国立公園局間べ

また,宿泊施設についてみると民間ではデラックス化する傾向にあり,国民大衆の利用に適する一泊1,000円程度の施設が不足している。このため,安くて清潔な宿泊施設として全国に国民宿舎と国民休暇村を整備するため,融資その他の助成措置が講じられている。国民宿舎に対する39年度までの厚生年金保険積立金および国民年金積立金による融資額は約50億円となり,自然公園および国民保養温泉地などに総計155か所建設されている(表2-2-15参照)。国民宿舎の年間利用者数は約200万人に達しており,今後もこのような休養施設に対する社会的要請は増大するものと思われる。国民休暇村は,宿泊施設を中心とした総合的レクリエーション施設として,36年以来国立公園および国定公園の中に建設されつつあり,そのうち,公共的施設は国が整備し,有料施設は財団法人国民休暇村協会が整備運営にあたっている。現在までに16か所1,351へクタールの土地に,公共施設投資額(国費)4億2,000万円,有料施設投資額19億4,000万円で建設されつつあり,このうち,12か所はすでに一般の利用に供されている。39年度の利用人員は約25万人に達しているが,今後も家族利用を中心とした国民の健全な休養の場として,さらに利用施設が充実されることとなっている(第2-2-7図参照)。

第2-2-15表 国民宿舎の設置および利用状況

第2-2-15表 国民宿舎の設置および利用状況

					総 数	31年度	32	33	34	35	36	37	38	39
設	置	数		か所)	155	2	8	5	12	19	30	25	23	31
围		立	公		59	1	6	2	5	9	9	. 6	11	10
国		定	公	143	32	-	-	-	- 5	2	10	6	4	5
都	道府	f県立	自然	然公園	29	1	-	-	1	5	4	7	3	8
国	民	保養	温	泉地	25	1-	2	3	1	2	5	4	1	7
そ		0		他	10	-	-	-	-	1	2	2	4	1
収	容	定	員	(Y)	16, 580	182	933	467	1, 161	1,430	3, 105	2, 818	2,506	3, 978
驗	資	額	(千円)	5, 029, 400	32,000	133,000	110,000	262, 000	351,000	924, 900	886, 500	817,000	1, 513, 000
厚		生	年	佥	1, 932, 000	32,000	133,000	110,000	262, 000	351,000	285,000	133,000	113,000	513,000
国		民	年	佥	3, 097, 400	-	_	-	_	-	639, 900	753, 500	704,000	1, 000, 000
利)	用	者	数	(X)	(4, 462, 220)	_	-	74, 117	240, 602	402, 196	652, 969	1, 098, 049	1, 994, 287	_
宿	i	泊	利	用	(1,995,500)	_	_	25, 716	100, 865	177, 346	317, 389	479, 656	894, 528	-
休	3	驗	利	用	(2, 466, 720)	_	_	48, 401	139, 737	224, 850	335, 580	618, 393	1,099,759	_

厚生省国立公園局調べ

(注) 「利用者数」のかっこ内の数は、33~38年度までの利用延べ人員(ただし、未報告分は含まず)である。

第2-2-7図 国立公園・国定公園・国民保養温泉地・国民休暇村等配置図

国立公園・固定公園・国民保養温泉地・国民休暇村等配置図 国民休暇村 ① 岩手 山 麓 利眠礼文 ②田沢湖 ④ 應 沢 ⑤館 Ш ⑥妙高山麓 ① 乗 ⑧ 近江八幡 ⑨ 南 淡 路 an B 数据 OU (00) 太 业(40.8.指定予定 ① 鏡 ヶ 成 ② 蒜 ③ 大久野島 (4) 東 ⑤志 貿島 ⑥指 (40.8.福史于史) (4) 東野是其明堂 ◎ 国立公園 △ 国定公園 ◎ 候 補 地 邑 国民保養溫泉地

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第8節 自然公園 3 国民公園および墓苑

皇居外苑・新宿御苑および京都御苑は,国民公園として24年以来,多くの国民に利用され親しまれている。 皇居外苑は,皇居周辺に位置している関係できわめて広範囲の人々が訪れるが,最近自動車の排気ガスなど による松の損傷が著しくその対策を急いでいる。

新宿御苑は,和洋折衷の代表的庭園で熱帯植物を擁する大温室があるが,40年度には亜熱帯植物のための大温室が建設される。これは将来1,000種に及ぶ亜熱帯植物を世界の各地から収集し,温室公園として整備するものである。京都御苑は,京都御所を囲む園地であり訪れる内外人も多い。これら3公園の総面積は,68万坪,年間利用者は約1,600万人に達している。

千鳥ケ淵戦没者墓苑は,戦後海外から送還された戦没者の遺骨約9万体を六角堂に安置した墓地公園であり,内外の参けい人は年間15万人に及んでいる。

第2部 厚生行政の現状 第2章 生活環境の整備はどのように進められているか 第8節 自然公園 4 温泉

わが国は世界でも有数の温泉国であり、多くの人々がレクリエーションや医療のために温泉に親しみこれを利用している。温泉地はほぼ全国に分布し、温泉地数約1,700源泉数約1万4,700、そのゆう出量は毎分約110万リットルに達している。このような豊富な湯量と多種の化学的成分を有する泉質が、わが国の温泉の特色である。温泉地宿泊利用者は、39年度には延べ約8,700万人に達し、レクリエーションの需要の増大とともに利用者の数も増加の傾向にある。それと同時に温泉の開発も盛んになり、38年には1,301件の新規掘さくがあった。しかし、一部温泉地では乱掘の結果、ゆう出量の減少、温度の低下、泉質の変化などの現象がみられ、39年度には、枯渇源泉数は3,358に及んでいる。このような現象を防止して、温泉を適切に保護しながら国民の利用に供するため、温泉法に所要の改正を行なう準備を進めている。

また,温泉の適正な利用をはかるため,全国に32か所の国民保養温泉を指定してきたが,近くさらに数カ所の温泉地を指定する方針である(第2-2-7図参照)。国民保養温泉は,自然の風景にめぐまれ健康的な環境にある温泉地であり,素ぼくな休養や療養本位の温泉として利用されるよう温泉地計画による公共利用施設を整備する必要がある。